

議案第 6 号

東郷町国民健康保険税条例の一部改正について

東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 3 年 2 月 2 5 日 提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、国民健康保険税の税率等を見直すため必要があるからである。

東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東郷町国民健康保険税条例（昭和38年東郷町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.03」を「100分の6.07」に改める。

第5条中「25,900円」を「25,700円」に改める。

第5条の2第1号中「22,500円」を「21,200円」に改め、同条第2号中「11,250円」を「10,600円」に改め、同条第3号中「16,875円」を「15,900円」に改める。

第6条中「100分の1.79」を「100分の1.97」に改める。

第7条の2中「7,500円」を「8,100円」に改める。

第7条の3第1号中「6,600円」を「6,700円」に改め、同条第2号中「3,300円」を「3,350円」に改め、同条第3号中「4,950円」を「5,025円」に改める。

第8条中「100分の1.50」を「100分の1.75」に改める。

第9条の2中「8,200円」を「9,300円」に改める。

第9条の3中「4,800円」を「5,200円」に改める。

第23条第1号ア中「18,130円」を「17,990円」に改め、同号イ(7)中「15,750円」を「14,840円」に改め、同号イ(イ)中「7,875円」を「7,420円」に改め、同号イ(ウ)中「11,813円」を「11,130円」に改め、同号ウ中「5,250円」を「5,670円」に改め、同号エ(7)中「4,620円」を「4,690円」に改め、同号エ(イ)中「2,310円」を「2,345円」に改め、同号エ(ウ)中「3,465円」を「3,518円」に改め、同号オ中「5,740円」を「6,510円」に改め、同号カ中「3,360円」を「3,640円」に改め、同条第2号ア中「12,950円」を「12,850円」に改め、同号イ(7)中「11,250円」を「10,600円」に改め、同号イ(イ)中「5,625円」を「5,300円」に改め、同号イ(ウ)中「8,438円」を「7,950円」に改め、同号ウ中「3,750円」を「4,050円」に改め、同号エ(7)中「3,300円」を「3,350円」に改め、同号エ(イ)中「1,650円」を「1,675円」に改め、同号エ(ウ)中「2,475円」を「2,513円」に改め、

同号オ中「4, 100円」を「4, 650円」に改め、同号カ中「2, 400円」を「2, 600円」に改め、同条第3号ア中「5, 180円」を「5, 140円」に改め、同号イ(7)中「4, 500円」を「4, 240円」に改め、同号イ(4)中「2, 250円」を「2, 120円」に改め、同号イ(7)中「3, 375円」を「3, 180円」に改め、同号ウ中「1, 500円」を「1, 620円」に改め、同号エ(7)中「1, 320円」を「1, 340円」に改め、同号エ(4)中「660円」を「670円」に改め、同号エ(7)中「990円」を「1, 005円」に改め、同号オ中「1, 640円」を「1, 860円」に改め、同号カ中「960円」を「1, 040円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東郷町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案の概要

1 改正理由

国民健康保険税の税率等を見直すため必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る税率等を次のように改めること。(第3条、第5条から第6条まで、第7条の2から第8条まで、第9条の2及び第9条の3関係)

区分		改正後	改正前	
		令和3年度分以後	令和2年度分まで	
基礎課 税額	所得割額	6.07%	6.03%	
	均等割額	25,700円	25,900円	
	平等 割額	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	21,200円	22,500円
		特定世帯	10,600円	11,250円
		特定継続世帯	15,900円	16,875円
		後期高 齢者支 援金等 課税額	所得割額	1.97%
均等割額	8,100円	7,500円		
平等 割額	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	6,700円	6,600円	
	特定世帯	3,350円	3,300円	
	特定継続世帯	5,025円	4,950円	
	介護納付金課 税額	所得割額	1.75%	1.50%
均等割額	9,300円	8,200円		
平等割額	5,200円	4,800円		

- (2) 低所得世帯に係る被保険者均等割額の減額について次のように改めること。

(第23条関係)

	改正後	改正前

区分		令和3年度分以後	令和2年度分まで
基礎課税額	7割軽減	17,990円	18,130円
	5割軽減	12,850円	12,950円
	2割軽減	5,140円	5,180円
後期高齢者支援金等課税額	7割軽減	5,670円	5,250円
	5割軽減	4,050円	3,750円
	2割軽減	1,620円	1,500円
介護納付金課税額	7割軽減	6,510円	5,740円
	5割軽減	4,650円	4,100円
	2割軽減	1,860円	1,640円

(3) 低所得世帯に係る世帯別平等割額の減額について次のように改めること。

(第23条関係)

区分			改正後	改正前	
			令和3年度分以後	令和2年度分まで	
基礎課税額	7割軽減	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	14,840円	15,750円	
		特定世帯	7,420円	7,875円	
		特定継続世帯	11,130円	11,813円	
	5割軽減	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	10,600円	11,250円	
		特定世帯	5,300円	5,625円	
		特定継続世帯	7,950円	8,438円	
	2割軽減	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	4,240円	4,500円	
		特定世帯	2,120円	2,250円	
		特定継続世帯	3,180円	3,375円	
	後期高齢者	7割軽減	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	4,690円	4,620円
			特定世帯	2,345円	2,310円

年齢 者 支 援 金 等 課 税 額 介 護 納 付 金 課 税 額	減	特定継続世帯	3,518円	3,465円	
	5割	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	3,350円	3,300円	
		特定世帯	1,675円	1,650円	
	減	特定継続世帯	2,513円	2,475円	
		2割	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	1,340円	1,320円
	軽	特定世帯	670円	660円	
		減	特定継続世帯	1,005円	990円
	納 付 金 課 税 額	7割	軽減	3,640円	3,360円
		5割	軽減	2,600円	2,400円
		2割	軽減	1,040円	960円

3 施行期日等

- (1) 令和3年4月1日から施行すること。
- (2) 改正後の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用すること。